

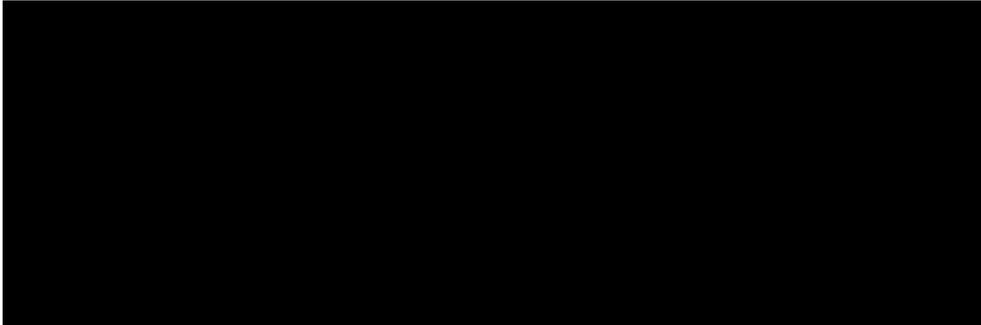
## 地域福祉係 Instagram（インスタグラム）運営要領

### 1 目的

SNS を活用し、地域福祉係が実施する事業の情報を適時配信する。実施事業をより広域に、より分かりやすく周知することで事業の広報啓発を目的とする。

### 2 運営について

#### (1) アカウント情報



#### (2) 発信内容

- ・生活支援体制整備事業に関する情報
- ・地域のサロンや行事など、地域に関する情報
- ・その他

#### (3) コメント等への対応

利用者からのコメント等への対応については、義務付けされていない。

#### (4) 運営者

太田市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係

### 3 投稿写真の二次利用

#### (1) 投稿の転送（リポスト、シェア）

以下の「禁止事項」に該当しない限り、当アカウントの投稿の転送は可能とする。原則として投稿元が当アカウントであることを明記の上、転送していただく。

#### (2) 投稿の転載（写真などのダウンロード）

以下の「禁止事項」に該当しない限り、投稿の転載は自由とする。投稿元が当アカウントであることを明記の上、利用いただく。

商用利用の場合も、原則として活用は可能とする。

### 4 禁止事項

次の事項に該当する場合は、予告なくコメントの削除やアカウントのブロックなどを行う場合がある。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 誹謗中傷や他者の権利を侵害する内容
- (3) 政治または宗教活動を目的とする内容

- (4) 当係の事業に無関係の広告、宣伝、勧誘、営業活動など、商業を目的とする内容
- (5) 虚偽の内容や噂など他者の不安をあおるような内容
- (6) わいせつな表現などを含む内容
- (7) 本人の許諾なく個人情報を開示するなどのプライバシーを侵害する内容
- (8) 本ページに関係の無い内容
- (9) その他、アカウント運用者が不適切と判断した内容

## 5 知的財産権

当アカウントに掲載している情報（画像、動画やテキストなど）に関する知的財産権は、当係に帰属する。投稿は原則として誰でも転送や転載可能なものだが、当係が知的財産権を放棄するものではない。

当アカウントが転送した情報に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属する。転送や転載の際は、投稿元のアカウントの方針に従うこと。

## 6 免責事項

(1) 当係は、本アカウントにおける掲載情報の正確性、完全性、有効性などを完全に保証するものではない。このため、掲載情報を利用したために、利用者または第三者に生じた被害について一切の責任を負わないこととする。

(2) 当係は、本アカウントに関連して生じた利用者間もしくは利用者と第三者間とのトラブルにより、利用者または第三者に生じたどのような損害についても、一切の責任を負わないこととする。

(3) 当係は、本アカウントに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないこととする。

## 7 その他

本事業は、予告なく内容の変更や運用の見直し、終了など行う場合がある。

## 附 則

この要領は、令和5年6月9日から施行する。